

## 第33回

### 新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成22年3月19日（金）

場所：JICA地球ひろば

セミナールーム301

### 【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

### 【NGO】

清水 規子(ご欠席)	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ政策担当

### 【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

### 【政府関係者】

佐藤 勝	外務省国際協力局事業管理室長
高見 博(ご欠席)	財務省国際局開発企画官
大村 卓	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇(ご欠席)	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

### 【事務局発言者】

天田 聖	JICA 企画部業務企画第二課課長
渡辺 泰介	JICA 審査部次長
杉本 聡	JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
河添 靖宏	JICA 審査部環境社会配慮審査第二課課長

午後4時03分 開会

## 開 会

○原科座長 では、時間になりましたので始めましょう。第33回目、これが本当の最終回になりますけれども、助言委員会に関してワーキンググループが作業しましたので、その結果の御報告と最終確認ということにいたします。それからFAQで少し直しをお願いしたいところがありますので、その件の確認ということでございます。

## 2. そ の 他

○原科座長 議題は、その他が2番目ですけれども、天田さんが早く退席されるということですので、先にその他の方から始めたいと思います。それでは、事務局お願いします。

○事務局（河添） この前の32回有識者委員会の際、調査報告書の公表のタイミングの話がありまして、無償資金協力の事業も協力準備調査にまとめられたので、どういうタイミングで出てくるのだろうという話があったのですが、これを整理して報告させていただくということでございます。

○事務局（天田） 前回の委員会の際に、委員代理の福田さんから御質問いただきまして、私どもの方も3つぐらいスキームがあつて名前が変わったりしておりましたところもありまして、ちょっと混乱してきっちりお答えできませんでしたので、本日御回答ということでございます。

まず、大きな話といたしましては、2008年10月の統合後におきまして、従来と比較して情報公開の点で後退しているということはありません。具体的には、無償資金協力の案件形成ということであると、従来から調査完了後速やかに報告書を公開してございまして、統合後もこれは変わっておりません。それが新ガイドラインの施行をいたしますと、

まさにガイドラインに記載しておりますように、カテゴリA案件については必ず、カテゴリB案件については必要に応じて、環境レビュー前に最終報告書もしくはそれに相当する文章をウェブサイトで公開するとなつてございますので、当然これにも合致するような形でやってまいります。

それから、技術協力プロジェクトの案件形成、ここも無償資金協力と同様、従来調査完了後速やかに公開しており、統合後もこれは変わりません。新ガイドライン施行後も、先ほどの無償と同様の位置づけでございます。

ちょっと複雑なのが有償資金協力かもしれません。こちらにつきましては従来JBICではSAPROFの報告書を公開してございませんでした。情報公開の中でもかなり議論がございましたけれども、先方政府からいただいている情報につきましては、私どもの方で勝手に出すのはというところもあって公開をしてございませんでしたが、統合後、新たに実施が決定された円借款の協力準備調査につきましては、実施に先立ちまして先方政府から情報公開の合意も取りつけて公表するというところでございまして、ただ、その時点で、先ほど申し上げましたような情報公開のタイミングについて、まださっきのようなタイミングが決まっていなかったので、合意文書締結後に公開させていただくということで、これまでのところ有償につきましては流れてきておるという状況でございます。こちらにつきましては先ほどの繰り返しになりますけれども、当然のことながら新しいガイドラインの中で定められました最終報告書完成後速やかなウェブ公開、また重なるところでございますけれども、カテゴリA案件は必ず、カテゴリB案件については必要に応じて、環境レビュー前に最終報告書もしくはそれに相当する文書を公開するというところで、これを当然遵守していく、そういった位置づけでございます。

また最後に、協力プログラム形成というものがございましてけれども、こちらにつきましても調査完了後速やかに公開してございますので、これは統合後新しい調査というふうに考えていただければよろしいかと思いますが、こちらにつきましても調査完了後速やかに公開している、そういった状況でございます。

○原科座長 どうもありがとうございました。

以上の御説明でございますが、特に御質問ございますか。

○中山委員 確認でございますが、実施が決定したものについてはオープンにすると。ということは、SAPROFに準ずるような協力準備調査が実施を決定しない、つまり見送る場合は公開しないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（天田） 今議論しておりましたのは報告書の扱いでございますので、実施を見送ったというか、実施していないものにつきましては、当然、報告書がございません。それから、我々が調査をやるということにつきましては、公示の段階で外には出ているものがございますので、仮に何かの事情でそこで、例えば公示をしたのですけれども、どなたも手を挙げていただかなくて中止になったようなケースというのがあり得るかもしれませんが、その場合には特段こちらの方から手を挙げていただかなかったので中止にしましたというところは特に発表することは想定しておりません。

○中山委員 ということは、そういう実施しないものは、当然調査報告書は存在しないということですね。そういう意味ですね。

○事務局（天田） そうですね、はい。

○中山委員 わかりました。

○事務局（天田） いや、実施を見送ったものというか、ですから……。

○原科座長 見送った場合は、調査はしているわけですか。それもないということですか。

○満田委員 今、中山委員がおっしゃったのは、環境レビューの結果、協力を見送ったとかそういう意味ですか。

○中山委員 環境レビューというか、一般的にやろうと思ったのだけれども、SAPROFでもそうだったですね、すべてやるわけじゃないですね。

○満田委員 調査をという意味。

○中山委員 いや、そうじゃないです。次の段階に行く話ではないです。

○事務局（天田） それであれば、調査完了後速やかに報告書を公開させていただきますので、仮に……。

○中山委員 ではプロジェクトというか、実際に借款の対象にならなくても、協力準備調査報告書は公開するということですね。

○事務局（天田） そうです。

○中山委員 調査を実施したものはすべてオープンするということですね。

○事務局（天田） さようでございます。

○中山委員 わかりました。

○原科座長 どうもありがとうございました。明確になりましたね。

○満田委員 今までは調査完了後に速やかに公開で、新ガイドラインからはカテゴリAについては必ず環境レビュー前に報告書またはその報告書に準ずるような内容のものを公開

するということで後退ではないということだったのですが、それはカテゴリAについてで、通常調査完了後速やかにというのは、カテゴリAのみならずBについて今後も公開されるということですね。

○事務局（天田） おっしゃるとおりで、それもガイドラインに書かれておりますので、同じです。

○満田委員 もう一つ、経過措置の段階は、今までどおりの調査完了後速やかにという方を適用するということですか。

○事務局（天田） ここは今ガイドラインが固まりましたので、これから協力準備調査を実施していく案件について、こういった形で先方のやる前に了解を得るよにということをやっています。今のところで申し上げますと、無償と技協につきましては、現時点におきましても調査完了後速やかにということになってございますので、実体上問題はないでしょう。一方で有償のところは現在、合意文書締結後に公開ということにさせていただいておりますので、そこが今回のガイドラインのところでもう一步情報公開が進んでくるところになるのですが、そこにつきましてはこれから実施するものについて、こういう形で合意をとってくださいますということをやらせていただきますので、基本的にはいわゆる暫定の話の後の7月以降実施を決定するものについてというところに適用されてくるとお考えいただければよろしいかと思ます。

○原科座長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

それからFAQの件はどうなりましたか。あれは確認した方がいいですね。

○事務局（河添） 確認させていただきます。第32回有識者委員会のときに、幾つか修正した方がよろしいという中の、1つの中に原子力発電のプロジェクトに関する支援の考え方というのがありました。ここの表現ぶりなのですけれども、もともとは、当初はこう書いてあります。「OECDのルールで原子力発電所建設をODAで支援することは禁じられています。他方で、関連の送電線事業等周辺施設建設の支援を行うことは可能です。JICAとしては、国際ルールに従うとともに、本環境社会配慮ガイドラインに基づく適切な環境社会配慮を行いつつ、開発途上国を支援してまいります」ということで書かれていました。その一方で、原子力発電所以外について、例えば送電事業などについて支援するのかどうかということが議論されておりました。結論として、「他方で、関連の送電線事業等周辺施設建設の支援を行うことは可能です。」の部分については削除することとしました。ですので、こうなります。「OECDのルールで原子力発電所建設をODAで支

援することは禁じられています。JICAとしては、国際ルールに従うとともに、本環境社会配慮ガイドラインに基づく適切な環境社会配慮を行いつつ、対応してまいります」ということでの整理です。

○原科座長 送電施設云々のなお書きは削除したと。

○事務局（河添） はい。

○原科座長 誤解を与えるといけないということで、ニュアンスとしてですね。以上でございます。よろしいでしょうか。その他はその2つでしたっけ。

○事務局（河添） あとは、語句の整理です。例えば先住民族の判断基準はどのようなものかというところの、問いのところを、もともとは「先住民族の判断基準は」としていたところを、「先住民族に該当するかの判断基準は」と、要するにもう少し明確になるようにというところの修正です。そういったところですよ。ですので、大きなところはこういう整理で、これで公表するという事にいたします。

○原科座長 わかりました。今の御説明、よろしいでしょうか。

## 1. 議 題

### 助言委員会設置要項案と運用目安について

○原科座長 それでは、いよいよ1番の議題に戻ります。「助言委員会設置要項案と運用目安について」のところに行きます。これはワーキンググループで検討してまいりまして、助言委員会の持ち方ということで、要項という格好で明記したものをつくりました。お手元に資料がございます。事務局から御説明いただきたいと思っております。

○事務局（河添） この要項自体も2回のワーキンググループの中で取りまとめてきました。2月と3月に会議を持ち、合計で6時間ぐらいの協議の中でこれを整理してきたという形になります。

その議論の中身は全部この中に反映されているものですので、要項（案）と運用目安に基づき説明させていただきます。

ワーキンググループに参加された委員の皆様からも適宜コメントをいただければと思いますけれども、私の方でざっと説明させていただきます。

「1. 目的」のところですが、本要項は、国際協力機構が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置するものであるということで提示し

てあります。ここで「委員会」という言葉ですけれども、ここは2種類の言葉遣いが出てきます。まず、環境社会配慮助言委員会の略称、環境社会配慮助言委員会そのものであるとともに、ワーキンググループ会合に対する全体会合を指す場合もございますので、留意していただければと存じます。

「2. 委員会の業務」ですけれども、対象とする事業は、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について以下の業務を行うということにしてあります。以下の業務というのは4つあります。協力準備調査に対して助言を行う。②環境レビュー段階及びモニタリング段階において報告を受け、必要に応じて助言を行う。開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続の報告を受け、JICAから求められた場合には助言を行う。これは環境社会配慮ガイドラインの方にも書かれている事項です。こちらの4つの項目について運用の目安を整理してあります。

まず、基本的には、運用の目安として、カテゴリA案件のすべてを対象とする。B案件は必要に応じての対象とする。なお、JICAあるいは委員会の方から報告・助言の対象とすることが求められた場合、JICA及び委員会の協議の上で対応していこうということです。議論としては、B案件の取り扱いはどうするのか。B案件も委員の方から求める場合もあるのではないかとこのところも踏まえて、この様な表現にしました。

あと、協力準備調査ですが、スコーピング案及び報告書のドラフトに対して助言を行うこととします。補完型調査の場合は、手続に応じて委員会が助言を行うこととします。ですので、補完型の場合、報告書のドラフトのみに対して助言をいただくという場合もあり得るということです。

あと環境レビューの場合は2パターンあります。1つが、協力準備調査を実施した案件の場合で、もう一つが実施していない場合です。

協力準備調査を実施した案件の場合でも2パターンあります。(a)の方は、環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合、ワーキンググループに対して環境社会配慮文書等の状況に関する報告を行い、ワーキンググループは助言案を作成し委員会に報告するというものです。

(a)以外の場合も考えられます。JICAは、委員会に対して環境社会配慮文書の状況に関する報告を行う。環境レビューで確認すべき事項についての助言の必要があると考える委員の方は、その旨を述べていただき、1週間以内に事務局に対して必要と考える助

言内容を連絡していただくという手続も考えられるということです。(a)の方はワーキンググループを運用する場合、(b)の方は全体会合の方で報告させていただき、その上で助言がある場合に委員から助言をいただく場合です。

協力準備調査を実施していない案件の場合ですけれども、これも今お話しした2つのパターンが考えられるということです。基本的には協力準備調査を実施していない案件の場合は、委員の皆様は初めて案件を目にするようなところになってきますので、ワーキンググループ等の中で説明していただくケースが多いと思います。

その次のページに参ります。2ページ目ですが、モニタリングの段階ですけれども、上記2-1)環境レビューで報告を行った案件について、モニタリング段階において、JICAは委員会に対してモニタリングの結果につき報告を行うということにします。委員会は、モニタリング結果に環境社会配慮文書から著しい乖離がある場合等、必要な場合に助言を行うということにします。ここも清水委員からお話がありまして、委員会が助言をしたものについては、その後のフォローアップも必要に応じてやっていくべきであろうということがありました。

3)開発計画調査型技術協力については、本格調査段階において、協力準備調査の手続と同様の形で進めさせていただき、ということで行っていきます。

あと(2)助言の方法ですけれども、助言は文書で行う。文書を保存し、速やかにウェブサイトで公表するという事です。文書で行うことが重要というコメントを有識者委員会ワーキンググループ会合で受けておりますので、この様に明記してあります。

「3.委員会の構成と機能」については、委員会は、環境社会配慮及びJICA事業に係る十分な知見を有する外部の専門家から構成される。

委員会では、B案件のうち、助言が必要なものがあるか否かの判断を行う。

助言作業の効率化を図るため、委員会のもとに複数のワーキンググループ(WG)を設けておき、案件ごとの助言案を作成する。

委員会では、案件ごとに担当するWGを決定し、作業を依頼する。

委員会は、WGから助言案の報告を受け、その内容を確認して、助言文書を確定の上JICAに助言する。

この委員会会合で助言文書を確定できなかった場合等は、必要に応じて電子的手段によるコミュニケーションによる確定を行うことも可能とする。また、緊急を要する案件の場合は、委員長判断により、この方法で審議を行うことができる仕組みになっています。

ワーキンググループ会合においては、実質の助言をいただくこととなります。要するにワーキンググループに分権化して迅速性を図ることとなりました。また、本会合における助言案の確認ですけれども、それは市民がわかるものか、あるいは記載の内容の適切性という視点から確認を行っていくということで、ワーキンググループと全体会の役割の整理がされております。

全体会の中では、ワーキンググループの主査の方から説明をいただき、全体会で確認していくという役割分担がなされるということになります。

次の3ページの方に参ります。「4. 委員」ですけれども、任期は原則2年間とし、再任を妨げないものとします。

改選に当たっては、委員の継続性が維持されるよう配慮することとします。

委員の選考は、公募を行った上で、環境社会配慮関連の専門家から成る選考委員会で行う。ただし補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認することとします。業務の習熟が必要であろうということで、2年はちょっと短いのではないかというお話もいただいておりますが、今記載しているところの原則2年というところでワーキンググループ会合の中では整理をつけました。

あと補充のやり方ですけれども、これは委員会で確認することによろしいのではないかという御意見もいただき、このような形におさまっています。

あと「5. 委員長と副委員長」ですけれども、(1) 委員会に委員長1名、副委員長は1名ないし2名を置く。委員の互選により選任するということです。

(2) 委員長は委員会を代表するとともに、委員会の議事進行役を務める。ここの委員会というのは、全体会合の意味です。「代表」の意味ですが、助言の文書名等々委員長名で出す文書もあるだろうということで、このような表現にしました。

(3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は副委員長が委員長の職務を代行する。

「6. WGの作業」。(1) それぞれのWGは、委員のうち若干名と、その他、必要な臨時委員若干名から構成される。

(2) WGは原則として会合により助言案の作成作業を行う。また、必要に応じ、電子的手段によるコミュニケーションで会合に代えることを可とする。

(3) WGの会合は、当該WGの構成委員の互選で選出する主査が議事進行を行い、助言案を取りまとめる。

ここでも議論がありまして、WGが主となり助言を取りまとめる。これが責任を持ち、全体会合ではWGの議事、助言案というのを尊重する。助言案を取りまとめるというのは、要するにWGが主体的になって助言案を作成するという趣旨です。

「7. 情報公開」。委員会の会合はすべて公開で行われる。WGの会合も原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。

また、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。

議事録は、発言順に発言者名を記したものを作成し、ウェブサイト上で公表する。ただし、WGは発言者名を記した議事要録でも可とする。

委員会、WGにおける配付資料もウェブサイト、または、その他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではないということで、ここは積極的な公開になじまないもの、要するに協力準備調査の報告書の中でも、特に初期段階、ドラフトの段階で、最終版、委員の助言をいただく前のものを公表するのは、ある意味積極的な公表になってしまいます。そういったものと助言をいただいたものを比べると、助言をいただいた後のものの方が正しいものになってきますので、あるいは最終的には全面的に公表されるものですので、途中過程のものは積極的な公開にはなじまないのではないかという議論もありました。あと調査の途中段階では、設計図書とか入札とか、あるいは相手国と合意はできていないもの等々、そういうさまざまな情報が入ってきますので、そういったものの公開性あるいは非公開性等々検討しながら公開をしていく必要があるのではないかという議論がありました。その上での、このような表現となっています。

「8. 事務局」は、審査部環境社会配慮審査第1課及び環境社会配慮審査第2課が行う。

「9. 適用」は、「JICAの環境社会配慮ガイドライン」2004年のものに定められた審査諮問機関の役割も果たすものとするということで、旧のガイドライン、こちらの審査会の役割は7月以降助言委員会の方で議論されることになっているというところを記しました。

以上が2回のワーキンググループで取りまとめた成果になっているということです。

○原科座長 今回の御説明でワーキンググループの方、何かございますか。

では、ちょっと私、今の御説明で後の方がちょっと気になりまして、ワーキンググループの情報公開のところ、「委員会、WGにおける配付資料も、ウェブサイトまたその他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない」の中身なのですが、今の御説明だと結構幅広くなってしまうので余りぐあいがよくないと思って、あのとき議

論したのはむしろいわゆる貴重な動植物の情報とか、そういうような通常、アセスメントでは余り公開しにくいと思われるものであって、途中段階のものだから公表しないということを余り言うてしまうと、下手するとほとんど出なくなってしまうので、ちょっとまずいのです。だから、そこまで広げた議論ではなかったと思います。通常、アセスでもいろいろ、すべては公開になじまないというので非公開になるのがありますからね。

○事務局（天田） 途中段階のものは、たしかこの「または」の後ろの「その他の方法で公表する」というところにかかってくるものかなというふうに理解してございます。

○原科座長 ウェブサイトではなくて、何かの形で公表するのですよ。「公開が不適切なものはその限りではない」、それはもっと限定的なものだと思います。天田さんがおっしゃったような感じですので。そういうことですね。ウェブに出してしまうとちょっとぐあいが悪い場合、でも公表はしますということです。方法を工夫して。

○事務局（杉本） 資料によっては、委員の意見をいただいた結果、中身が大きく変わったりすることもあるかと思しますので。

○原科座長 そうですね。ぱっと出てしまうと、かえってまずいと。ただ非公開ではないということです。ほかにございますでしょうか。

では、今の御説明はそういうことで、それではあと中身について何かお気づきの点がありましたら。これで中身を決めたいと思いますけれども、一応この段階は要項（案）でございまして御意見をいただきたいと思ひます。

○満田委員 質問と意見があるのですが、とりあえず質問からです。

まず「委員会の業務」の、右の運用目安のところ、なお書きで「なお、JICAあるいは委員会から、報告・助言の対象とすることが求められた場合には、JICA及び委員会で協議の上、対応する」、これはカテゴリBの必要に応じてのさらなる説明なのでしょうか。それとも、カテゴリCやFIの場合もということ想定していらっしゃるのでしょうか、というのが1点です。

それから、同じく委員会の業務の（1）の②の部分の2-1）の右側の運用目安のところの、協力準備調査を実施した場合と実施していない場合というのが、割と微妙な書き方になっておまして、違いは何かということを見たところ、（a）の「環境社会配慮文書等の状況に関する報告」というのが、上の方の協力準備調査を実施した場合なのかなと。下の方の協力準備調査を実施していない場合に関しては、「環境社会配慮文書等に関する報告」、言っていることが通じていますでしょうか。ちょっと微妙な書き方なのですけれ

ども、この両者の違いというのは何を想定されているのかなということです。

それからもう一つは、2ページ目の「委員会の構成と機能」に関して、その4段落目ぐらいで、「委員会では、案件ごとに担当するWGを決定し、作業を依頼する」ということになっております。ということは、案件ごとに委員会で決めていくと想定されているのですが、この1ページ目の環境レビュー段階で協力準備調査を実施した場合については既にワーキンググループができているという想定なのかなと思っているのですが、2番目の実施していない場合は、JICAが最初にワーキンググループに対して報告を行うというふうな建てつけになっているのですが、その場合のワーキンググループというのは、どうやって決められるのかなという点です。

それから、3ページ目の方で、「4. 委員」ということで書いてあるのですが、委員の人数に関して、あるいはワーキンググループの数に関して今のところ何かお考えがあるのか否かという点です。

「7. 情報公開」のところ、「議事進行役は会議の妨害を行ったものを排除することができる」というふうに書かれているのですが、ここに違和感を感じておまして、実際問題ちょっとこのような規定を設ける必要があるのかどうかという議論が行われた上で、このような書き方になったのかなという点です。以上が質問です。

○事務局（河添） 最初の御質問、「JICAあるいは委員会から、報告・助言の対象とすることが求められた場合には、JICA及び委員会で協議の上、対応する」と。これはFIかCかあるいはB案件を指しているのか。これはB案件が対象になります。これはA案件に近いのではないか、あるいはB案件だけでも慎重に検討した方がよろしいのではないかということ、あるいはJICAの方からお願いする可能性もあるわけなのですが、そういった場合に委員会との協議の上で助言をいただく等の対応は相談させていただくということになると思います。その上での検討、その先のプロセスに進むということになると思います。

2番目の御質問ですが、協力準備調査を実施した場合としていない場合、(a)のところの表現ぶりの、「状況に関する報告」というところが何か違うのかという話ですね。①のところなのですが、協力準備調査を実施した案件である場合、これは既にワーキンググループの方に説明していただいているケースです。ですので、既に1回助言はいただいているので、さらなる同じような御報告なりをさせていただくのは重複だと思われるので、その後環境レビューに入ったときの審査の文章は変更がありません、ある

いは、どういう文書が提出されておりますということでの報告をさせていただくという趣旨です。

その一方で、協力準備調査を実施していない案件の場合というのは、これは状況の報告ではなくて、「に関する報告を行う」と書いてあります。委員の皆様が環境社会配慮文書を初めて目にするケースになるので、より説明した上で助言をいただこうというプロセスをとるといえるものです。

その次、2ページ目の「委員会では、案件ごとに担当するWGを決定し、作業を依頼する」。について、どういうふうに決めるのかということですが、これは幾つかパターンはあると思うのですが、まず基本的に全体の委員は、まだ人数はわかりませんが、例えば20人いたとして、それを3人あるいは2人あるいは4人、そういうグループに分け、そういうグループに分け、それを基本的にはグループ分けしておく。どのグループがどの案件を担当するということを委員会の方にお諮りします。

ただ、その一方で、案件が非常に数多くなってきたりとか、あるいは委員の方の御都合にも応じなければいけないわけで、グループごとに対応できない場合は、アドホック的に委員の割り振りを行う可能性もあるということで、この委員会ではそういう意味ではJICAの方から割り振りを相談させていただくというやり方になってきます。ですので、JICAの方がワーキンググループをそのまま決定しそのまま助言をいただくというよりは、一度は委員会に諮り、適切かどうかということも含めながら相談させていただくというプロセスがこの表現です。

○原科座長 ワーキンググループの設置を委員会で確認しますから、それで報告もいただくということですね。

○事務局（河添） あと3ページ目のところ、ワーキンググループの人数ですが、ここは今お話ししたとおり、案件の中身にもよると思うのです。配慮すべき実行が広い場合はそれなりの人数が要るでしょうし、あるいは项目的には余り幅のないものであれば人数は少ないでしょうし、最低でも2人、それ以上という感じで構成することになると思います。

あと、「議事進行役は会議の妨害を行ったものを排除することができる」という表現ですが、ここはさまざまな自治体とか地方公共団体の審議会の設置要項なりというのを見ると、議事進行を円滑に行うことを目的として、審議会設置要項と情報公開要綱が地方自治体において制定されています。その要綱の中では、何らかの妨害行為があったときにはそ

れを排除することができるということが一般的に書かれているので、あえて記載をして運用目安の中で盛り込んでいるわけです。

○原科座長 ちょっと違和感を感じたので、無理して書かなくてもいいかもしれない。これは当たり前のことだから。多分自治体は、それぞれ心配する人がいて、ただ自治体の方も、昔はすごかったのですが、どんどんそういうのが減ってきたのですよ。だから時代によって違うので、昔決めた規定が残っていたりすることがありますから。今どきは余りこういうのも言わなくなったのですけれども。だんだんなれてきたら、そういうのは余りもう起こらないので。

○事務局（河添） 起こらないのが何よりです。

○原科座長 起こらないし、そのときは当然、適切に対応しますから、ここに書いておく必要もないと思います。

○事務局（杉本） 先ほど御質問の、協力準備調査を実施してない場合でワーキンググループに行く場合どうなのかというのが満田さんからあったかと思うのですが、この場合はワーキンググループをつくって、環境レビューから新たにお問い合わせさせていただくということを想定しています。協力準備調査を行う場合には、特に委員の交代等々がなければ、そのまま環境レビューまで同じ委員にやっていただくということが一番望ましいと思うので、それで、できる限りやっていきたいと思っています。

○中山委員 私、ワーキンググループに参加しなかったので申しわけございません。つくっていただいた方に感謝申し上げます。それで、これはうまくできていると思うのですが、初歩的な質問です。最後の9番の「適用」のところに、「審査諮問機関の役割を果たすもの」ということですが、多分、審査諮問機関との整合性をとっていると思うのですけれども、今までの審査諮問機関でもワーキンググループという形式はとっているのでしょうか。新たな概念であればこの導入については非常に評価したいと思っています。大分私、原科先生と激しくバトルをやったので。あのときにJICAのキャパシティが大変じゃないかということで、何か工夫をしてくださいということをお願いしていたのです。その際の条件で私も少し譲歩したという事実があるので、これが入っていると非常に進歩かなと思ってまして。済みません、明確な言い方でなくて。

○原科座長 それはいい質問ですね。やはりこの仕組みでやった方がいいでしょうね。この際、どうですか。

○事務局（河添） 迅速性は相当気にしながら議論しました。ワーキンググループ、要す

るに委員の皆様一堂に会していただいてというやり方ではなくて、必要な分野について専門の方の御意見をいただくことで、専門的なかつ的確なコメントをいただけると期待しています。

○中山委員 国会とか県会などでは、効率的に進めるために本会議でなくて委員会に任せる、付託するという、あれに近いような方式で、非常に迅速化を図れるのではないかなと思っていますので、非常にいいかなと思います。だから、できるだけワーキンググループに実質的なものを委員会へ上げないと、この迅速性が上がらないので、その辺よろしくお願い申し上げます。

○原科座長 主査が報告して、説明して、それで特に問題がなければ了解というようなことです。

○高梨委員 このところで、我々現場からすると、運用をJICAさんの方で考えていただかないと若干混乱を起こすというのは、例えば1つのワーキンググループで複数案件があったときに、同じワーキンググループが助言委員会と審査委員会の両方のファンクションを果たすという場合も想定できてしまうのですね。

○原科座長 審査委員会というのは、審査諮問機関、前の。

○高梨委員 審査諮問機関。だからそのときは諮問を書かなければいけないわけですね。片方は助言でいいのですということで、同時に走るおそれもあったり。

○高梨委員 今その経過措置はどのぐらい残っていますか。それによりますね。

○原科座長 かなりあります？ まだ。相当ある。

○事務局（河添） またがる案件がどれぐらいかですよ。

○原科座長 施行は7月以降ですね。

○事務局（杉本） 技プロはカテゴリA案件はないですし、無償もA案件はもうほとんどない。開発調査は数件ですかね。去年の夏の要望調査のときに出てきた案件なのですが、これからいわゆる審査会にかかってくるものとしては数件だったと思いますので。

○高梨委員 恐らくそういうものは複数年にわたる場合もあるのですね。だからちょっと僕ら調査団でやる側からすると、どういうふうの実態がいくかというのは、JICAさんの方でプラクティスを考えていただければと思います。

○事務局（杉本） 最初に、この案件はどちらのガイドラインを適用する案件でございましてということをもまず委員会で宣言させていただいて、それで始めるという形が必要かなと思っています。

○高梨委員 コンサルタント側も、これは審査諮問委員会案件だったということを前もって知っておかなければいけないですし、助言委員会の案件とはやはりそれなりに違うということですね。

○千吉良委員 先ほど中山委員の質問のやりとりで、大分このワーキンググループのイメージが私もわいてきて、大変にいい取り組みではないかなと思っているのですが、要するに、報告をJICAからワーキンググループは受けて、助言案がつくられるまで、頻繁にワーキンググループとJICAの間で二人三脚のやりとりがある、そういう理解でいいのですよね。

○事務局（杉本） はい。

○千吉良委員 あと一つコメントですけれども、2ページ目の下の運用目安の下の方にもありますけれども、委員会はWGの助言案を尊重した上で確認を行うというのが非常に大事だと思っていて、ここで委員会がまたワーキンググループと全然違うことを言い出したりすると、迅速性の観点からかなりマイナスになってしまうので、こういう運用というのは非常に気をつけてやっていただきたいなと思っています。

○原科座長 全く違うことを言っては困るけれども、委員会は全くめくら判でも困るから、その辺はちゃんときちんと報告するということをやっていたかかないといけないのですけれども。迅速性ということを重視して確認する。

その下の、「この委員会の会合で助言文章を確定できなかった場合」、「とは」ということですね、「と」と入れた方がいいかな、「場合とは」ですね。その下の文章。「とは」と言った方がいいのではないかな。「……できなかった場合とは」、こういう場合を指すと。

それから3ページの、議事進行の妨害を行う。これはどうしましょう。なくてもいいかな。これだけだとちょっと印象悪いですね。かえって、これよくないですよ。

○千吉良委員 実際にはそういう事例ってあったのですか。

○事務局（天田） 例えば、裁判ざたになっているものなんかもあったりとかしますので。

○原科座長 というのは、これ書いても書かなくても、それは全然関係ないでしょう、ほとんど。

○事務局（天田） 一応ここには、情報公開という意味では、まさに……。

○原科座長 だって、ここに議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができると書いてありますからね。議事進行役がだめと言え、それを無理すればこのルールに

抵触するわけだから。

○事務局（天田）そこはですから、どちらかというとその前段の、「原則として公開とする」に関係してくる部分だと思うのですけれども。

○原科座長 妨害というのは、だから議事進行役が、それは言えるのではないですか。

○事務局（河添）ここで気にしていたのは、軒並み地方公共団体の情報公開要綱でそういう条項が書かれている点なのです。

○原科座長 それはだけれども、実際にそういうのを軒並み書いてあっても、軒並みそういうことはほとんど起こってないのですよ。だから、それはつくる時に皆心配し過ぎて、それでみんな横並びでやるから、たまたまそろっているだけで、それが正しいとは限らないと思いますよ。大体どこでもほかの自治体のを見ながらつくりまからね。JICAもそのまねをすることはないでしょう。

○事務局（天田）そこは、我々も、必ずしも国内の扱いと同一である必要があるとは考えませんが、それなりに参考とする意味はあると考えます。

○原科座長 しかも国内なので、現場のいろんな利害関係者が来るから、そういうことが起こりそうだとみんな心配するわけですよ。これはちょっと違うでしょう、海外の事業だから。

○事務局（天田）海外から来たりとか。

○原科座長 押し寄せてくるとか。そこまでやるとしたら、よほど問題じゃないですか、それは。

○事務局（天田）ですから、そこはまさにちゃんと中身の話としては、我々はやっていきましょうと。こだわるのも変な感じもする一方で、わざわざ書いてあったものをまたここで消す意味というのもの。

○原科座長 じゃあ表現を変えたらいいでしょう。排除するとか、そういう表現じゃなくて、そこもちょっと表現を変えたらいいのでは。「議事進行を妨害するような者の傍聴は認めない」とか、そういう表現の方がまだいい。「排除する」というのは。もうちょっとやわらかく書いた方がいいのでは。これはいかにも。「会議の妨害等、不適切な行為に対しては、必要な手段を講ずる」とか、そんなのでいいですね。

○満田委員 それは極めて当たり前のことなので、わざわざ書くことなのでしょうか。

○原科座長 わざわざ、それ書くことないのですよ。それを書くといかにも閉ざしているイメージで、非常によくない。しかもこれ、内規でしょう、運用目安なのだから。

○事務局（天田） まさに J I C A の中でも、正直言ってどういうふうになるのかなというように委員会の運営をいろいろ心配している者もおります。杞憂なのかもしれませんが、れども。

○原科座長 杞憂です。J I C A に入るとき、入り口でチェックしているのだから。

○事務局（天田） 杞憂なのですよと言っても安心しない人たちがいるような中で、そんなことを考えているのではなくて、それは当然対応しつつ、一方で中身のところは、まさにきちっと御議論いただけるようにやってくださいというのが、我々事務局からの、まさに J I C A 内部に対してのメッセージになりますので、当たり前のことを書いて済むのであれば書かせていただきたいと考えます。

○事務局（河添） 板挟みのところがありますが。

○原科座長 中でね。では表現を。「会議の妨害をした者には必要な手段を講ずる」ですか。「排除」ね……。

○事務局（天田） おっしゃるとおり、ちょっと「排除」というのは適当じゃないかもしれません。

○原科座長 「会議の妨害を行うような者の傍聴は認めない」ぐらいでいいんじゃないの。

○松下委員 会合は傍聴可、ただし、会議の妨害を行う者はその限りにあらず。

○原科座長 松下さん、ちょっと言ってください、書きますから。「ただし、会議の妨害を行うものはその限りにあらず」。そのぐらいの表現ですね。その表現、いいんじゃないですか。その方がいいでしょう。「排除」するなんて、何か機動隊が出てくるみたいだ。

○満田委員 念押しなのですが、よろしいでしょうか。私は別に会議の妨害をする意図はないのですが、時に傍聴席からいろいろと心配な点、懸念などを述べさせていただくような局面も考えられるかもしれないのです。私が心配しているのは、それを会議の妨害だとみなされて出ていけというような会議進行になってしまうことを懸念しておりまして、つまりこの「妨害」というものが先ほど天田さんが言われたような妨害ではなくて、NGO の口を封じるとか、そういうことに用いられてしまったら、ちょっとよろしくないかなと思ったのですけれども。

○事務局（天田） そこは、発言の仕方なのだと思うのです。例えば、議事進行役の御指名のない中で、発言、発言ということだとすると、妨害に当たってしまうケースというのがあるかもしれませんが、そこは左側の要項の中できちっと手続を踏んで発言が認められる形になっておりますので、その場合について妨害ということには明らかに該当し

ないと考えております。

○原科座長 満田さんが「意見あり」と言って、議長が「どうぞ」と言えば、それでいいのです。

○事務局（河添） この趣旨のところですけども、オブザーバーの発言を認めるというところの趣旨というのは、意味あるインプット、要するに会議を円滑に進めるという趣旨のもとで正しい情報がちゃんと伝わる、それをオブザーバーの方がお話しされるときは、むしろ円滑に機能するということを想定してのことですね。

○原科座長 よろしいですか。では、今の部分はさっきおっしゃったように、「ただし、会議の妨害を行う者の場合はその限りにあらず」という表現にいたしましょう。

ほか、いかがでしょうか。

○満田委員 御説明ありがとうございます。1ページ目の先ほど私が質問させていただいた、協力準備調査を実施していない場合の案件の場合なのですが、これについては委員会としては初めてこの案件について取り扱うということになると思うのです。ということで①とは大きな違いがあると思っております、ですから私の意見として、これはワーキンググループに対してということになっているのですが、最初は委員会に対しての方がよろしいのではないかと考えたのです。というのは、ワーキンググループでの案件の振り割りを委員会で決めるとすれば、どのみち委員会が開催されることになるので、その場でワーキンググループの割り振りだけ決めてJICAからの報告を受けないというのは、運用の効率性からいってもそれほど効率的ではないかなと考えておまして、②の場合は委員会に対しと言う方がよろしいのではないかと感じたのですが、いかがでしょうか。

○事務局（河添） 要するに、環境レビューの段階だから、もう審査に入る段階で初めて目にする案件というのは、ちょっと慎重に考えた方がいいのではないかと、そういう御趣旨ですよ。

○満田委員 そうです。

○事務局（河添） ここも踏まえながら考えてはみたところですが、基本的には、これはワーキンググループの方が、より案件に対して活発に討議、あるいはその委員の方が適正に選ばれるのであれば、具体的な話も活発にできるのではないかと、そういうところが趣旨です。全体会合で議論をするのがいいのか、ワーキンググループにおいて議論するのがいいかというところですけども、今のところ全体会合というのはワーキンググループの作業を尊

重して、その上でワーキンググループの成果としての助言案というのを確認するというルールでつくってあるので、その意味ではここもワーキンググループに対して報告するような形をとるのが通例なのかなと思います。

○事務局（杉本）　そこで初めて出てくる案件になりますので、ワーキンググループの主査から報告をしていただく際には、多少こういう案件であってこういう点に影響があると考えられる、それに対してどうこうということで、案件の概要なども多少含めて説明していただいて、質問等、クラリフィケーションがあれば、そのワーキンググループで検討していただいた後の委員会で、いずれにせよそこには持って行ってやりとりするということにはなります。最初に1回見ていただいた方がということで、頭の全体会合で1回ということかなとは思っていますが、ただし、内容の検討はワーキンググループの中で十分やることにはなるので、そこはカバーをしていけるのかなとは思っています。

あと全体会合ですけれども、今は月2回開催ということでやっていますけれども、ワーキンググループを入れるとどこまでの頻度で開催できるかということもあり、期間があいてしまう可能性もあるので、なるべく機動性があるところで早目に検討していただいて、その結果をちゃんとフィードバックしていただくということを考えています。

○原科座長　我々こっちのワーキンググループ、助言委員会要項のためのグループで議論したところでは、月例会のような全体会議を開きまして、毎月必ずあると。そういう格好にしておきまして、あとはワーキンググループでどんどん作業していただいて、場合によっては一月のローテーションでももっと急ぎの場合はそれより早く答えが出るような仕組みとしてメール審議みたいなことをやる。そういうことで、迅速性に関してはかなりこれでいけるだろうと思っています。月例でやっておけば、委員の方も曜日とかが決まっていれば、スケジュールを立てやすいですし、それから委員長、副委員長という格好にしているので、どちらか1人でも可能であれば開けますので、そういうことで、月例でいけるかなと考えております。

○高梨委員　私もそれで十分だという気がしています。全体会議で、ワーキンググループでチェックするようなことをもう一度、こういう資料が全部ありましたからということをもまず最初にやるというのは何かダブってしまうようなところがあって、やはり実際担当するワーキンググループがしっかりやっていただければいいかなと思っています。だから、ワーキンググループの方でしっかり説明をしていただければ、全体会議のところと同じことを言わなくても済むのだろうと。ワーキンググループで検討した結果は、また当然なが

ら委員会に報告することなので、そのときにまた通常の案件と同じようにやればいいのか。

○原科座長 ほとんど、案件の大多数はそんなに問題にならないと思いますから、それでいけると思うのです。何か気になるものは、そういう点を重点的に説明していただければ十分対応できると思いますから。

○満田委員 大方がそういう御意見であればこだわるものではないのですが、私が気にしているのは、協力準備調査をやった案件と協力準備調査をやっていない案件について、ただでさえ協力準備調査をやっている案件の方が環境社会配慮上の調査が手厚く行われ、かつ協力準備調査の段階でも助言が行われ、レビューでも報告と助言が行われるというような手厚い状況にあるのに比べて、協力準備調査を行っていない場合が、かなり差が出てしまうのではないかという懸念と、それからもう一つは、ワーキンググループの設置を決めるのはあくまで委員会なわけですよ。そもそもその委員会にA、B、Cのワーキンググループがあったとして、この協力準備調査をかける案件の場合は、協力準備調査段階でスコーピング段階またはドラフト段階において委員会である程度、例えばワーキンググループAが担当するというようなことが議論できるのですが、協力準備調査を実施していない案件の場合は、委員会の開催なしのワーキンググループが、AかBかCかわかりませんが、それが決められることになりますよね。それがこの全体の委員会の設置の運用において回るのでしょうか。

○原科座長 じゃあ、これは書き方が悪いので、考え方は、すべて委員会でまず設置するのでですね。

○事務局（河添） 委員会で諮ってワーキンググループを決める。

○原科座長 だから書き方がまずければ直しますけれども、趣旨はそうではなくて、知らないところで決まることはなくて、ワーキンググループであくまでも確認すると。そのために一般的な表現として3ページに書きましたね、2ページだったかな。2ページですね。2ページの3の「委員会の構成と機能」の3つ目のパラグラフで、「助言作業の効率化を図るため、委員会のもとに複数のワーキンググループ（WG）を設けておき、案件ごとに助言案」云々で、その次が「委員会では、案件ごとに担当するWGを決定し」とありますから、すべてこれがまず原則ですね。これでそう読めないなら少し直した方がいいのですがけれども。

○事務局（河添） 確かに、協力準備調査を実施していない案件の場合、環境レビューか

ら入ってくる場合、慎重に検討する必要があるので、例えば、委員の数が少し多くなったりとか、そういう調整は図っていくことになると思います。

○事務局（杉本） あとは、何回か集まって検討しなければいけないとか、ちょっと時間がかかるとかいうことはあるかと思います。

○高梨委員 それはワーキンググループの充実の話ですよ。今満田委員が言ったのは、事前にそれを委員会でやるのが、今言った新しい案件に対してどういうふうなメリットがあるかといったら、余りないような気がして、むしろワーキンググループをしっかりとやればいいと。

○原科座長 つくるときに、そういうことであれば少し人数をふやして、そのチームを大きくして丁寧にできるようにするというのでいいのではないですか。

○松下委員 基本的な設計について相当程度ワーキンググループで実質的審議をしてもらおうという発想、そこできちんと審議したものを全体会議で確認すると。

○原科座長 確かに協力準備調査はもう J I C A がずっとやっているから、品質保証はある程度、自分たちでやられているからいいわけですよ。だけど、ほかだとよくわからないですから、そのための審査のとき、少し人手がかかるかもしれないですね。

○事務局（河添） 相手国側も、日本側も、手戻りは避けたいので、慎重に検討することになると思います。

○原科座長 委員会で決めるときに、そういう丁寧にできる陣容でやっていく。

○事務局（杉本） そこに書いた発言の趣旨ですが、②で、もうこの書類だけではちょっともたないなということであれば、我々としても 1) の協力準備調査の方に戻って、そういった対応をして、ちゃんと委員会の議論に耐えられるようなものにしてから持っていこうというような方向に、何となく今も流れつつあると感じています。今は特に委員会等々はないものも多いですけども、ちょっとこれではだめだなという案件はもう一回頭に戻って調査をやって、それでやっていこうということはふえてくるかなと思います。

○原科座長 そうしたら、イメージとしてはそういうことで、全体会は毎月できたら開きたい。ただ場合によっては、そんなに案件がない場合はそういう月はありませんけれども、考え方はそういうことです。ただ、不必要に開くことはないの、ない月もあります。しかし定例的に開くと。

それから委員の人数ですが、そういうようなことでチームはやはり 6 つとか 7 つぐらいになった方が効率的だと思いますから、1 つのワーキンググループに 2 名ないし 3 名は委

員が入っていることがいいと思いますので、3名ぐらいという希望がありますので、できたら20名弱ですかね、20名程度までで委員会を構成できればありがたいなと思います。しかし、これはどうなるかわかりません。大体そのぐらいの目標だと思います。議論したことは大体そんなことですね。15名~20名ぐらいの範囲ということで考えていました。

そして委員の選考ですが、「4. 委員」のところの3つ目「委員の選考は公募を行った上で、環境社会配慮関連の」……「外部の」と入れた方がいいのかな、これは。どうですか。「外部の専門家から成る」と。その方がいいですね。「からなる選考委員会で行う。ただし、補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する」。ただ、外部の専門家といっても、JICAの方も1人は入っていただくので、「外部の専門家等」にしましょうか。「等」と言うとまたややこしくなってしまう、どうですか。

○事務局（渡辺） JICAも入るという前提であれば、わざわざ「外部の」と入れる必要はないと思いますが。

○原科座長 「外部」が入ることは大事なのですよ。「外部」と書いておかないと。

○事務局（渡辺） であれば、「外部の専門家を含む選考委員会」でいいのではないですか。

○原科座長 そうですね、「含む」。そうやっておかないと、JICAだけでやってしまうみたいだからです。趣旨は、外部の選考委員が中心で構成していただいて、JICAの方もということになります。「ただし補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する」ということです。いいですか。

それでは、できたら今日その選考委員会を設置したいと思いますけれども。ただ人選はこの場ではちょっとやりにくいところがあると思いますので、この途中で1回中断して少し相談するか、あるいは終わってからにするか、どうしましょうか。中断して相談して決めて報告でもいいかな。考え方だけ決めますか、どのような構成にするか。

○事務局（河添） 審査会のお話ですけれども、審査会の委員を選考するときには有識者の方、NGOの方、産業界の方、あとJICAと、こういう四者の構成になっている。それが今までのやり方です。それであと一次選考と二次選考があって、一次選考はJICA側でやったケースもあります。二次選考から各界の委員の方に面接なりで選考しているという、そういうかわり方になっているというのが今までの経緯です。やり方としてはそういうやり方になるのかなという感じですかね。

- 原科座長 4名。学識1名、産業界1名、NGO1名、JICA。
- 事務局（河添） これらで選考。
- 原科座長 学識2名でもいいのかな。どうですか、バランスとして。
- 事務局（河添） そこら辺、バランスはどうかということですけども。
- 原科座長 基本的にそういう考え方にしましょう。学識を2にしてみますか。その方がやりやすいかもしれないね。2、あと1、1、1で。
- 事務局（河添） 2にする場合の意味というと、どこら辺にあるのでしょうか。
- 原科座長 チェア役をやってもらう人はやはり学識になるので、それ以外が今おっしゃった構成で、1人チェア役で、もう一人学識という格好にしたらどうですか。
- 事務局（河添） チェアという意味で1人ということですか。
- 中山委員 奇数にしないと割れたときに困るんじゃないのというのがあってはないでしょうかね。
- 原科座長 そうですね。
- 中山委員 そのときにお役所が入るのはちょっとどうかで、やはり学識経験者かなと。
- 原科座長 じゃあ、そうしましょう。そうすると、そういうことで、今これ中断して選んでしまいますか。それとも……余り時間かけない方がいいのですね、早くスタートしたいので。では、スケジュールを伺いましょう。どんなスケジュールを考えておられますか。
- 事務局（河添） これからのスケジュールですね。このガイドライン自体は4月1日に公布です。施行が7月1日。ですので、7月1日までに助言委員の方も選ぶということになると。大体のめどですけども、4月中旬から5月ぐらいまでに、あるいは4月の下旬になるかもしれませんが、そのあたりから助言委員の方は公募で選ぶという原則ですので、公募する。6月には一度公募で選ばれた皆様に助言委員会の運営なりレクチャーをさせていただこうというスケジュールになります。ですので、4月の中下旬から公募をかけるというイメージです。その前に今のお話の選考委員会ということになると思います。
- 原科座長 そうすると、今日慌てて決めなくてもいいようでございますけれども、今日決まった方が何となく先が見えていいという感じもしますね。どうでしょうか。むしろ事務局で、そのスケジュール感はどういう段取りが。
- 事務局（河添） ある意味ここの段階に来ると、人を選ぶという話になってきて、なかなかこの場で決めるのは難しいのでは。
- 原科座長 この場で、公開の場で決めるわけにいかないなので、方針をまず確認して、中

断して、結果をこの場にフィードバックするという段取りを今日とるかどうかです。だから、それをすべて公開にするとは今言ってないでしょう。中断というのはそういう意味です。

○中山委員 考え方だけで、この場で固有名詞が出てくるのはちょっとまずいかなという気がします。

○原科座長 公開じゃないです、あくまでそこは非公開で。ただ、それを今日やるかどうか。

○大村委員 今日の議題に入っていないので、この委員会のマנדートかなというところもちょっと疑問が生じるので、御要望があったらこの場でJICAさんの方にお話をするというのはいいかもかもしれませんけれども、ここで決めるということではちょっとないのかなと思いますので。

○原科座長 ほかに御意見ございませんか。

○佐藤委員 前ははどういうふうにして決めたのですか。

○事務局（河添） JICAの方で決めさせていただいたのですけれども、2回ともかかっていたのが、松下委員とか、あと高梨委員にもかかわっていただいたのですけれども。

○佐藤委員 私不勉強で、有識者会議のTORが 私は去年の9月からでありまして、選考委員の人選までとなるとちょっと、もう少し勉強する必要もあるかなと思います。

○原科座長 人選は、レポートと申し上げたので、ここで選ぶという意味ではなくて、もし間に合えばここでレポートしてやればいいかなぐらいの。ただ、決めるのだったら、まさにもうちょっと。

○佐藤委員 構成、母体と人数ぐらいまでは、意見としては何か言えるかもしれないですけれども、人選についての知見は今持ち合わせてないのですが。

○原科座長 私の考え方は、選考委員会の方は、要するにこのガイドラインの中身がよくわかってないといけないのだから、そういう意味では選考委員になっていただくのは、むしろこの有識者委員会の中から何人か出ていただければ本当にありがたいと思ったので、それで申し上げたのです。つまり、今から急にほかに声かけても、おっしゃるとおり、もつとわからないですよ。ですから、このメンバーの中からできたら出ていただいた方がいい、それからJICAも御担当の方がおられますから。そういった、中がわかっている方ではないと、選考の趣旨とかわからないでしょう。そういうような意味では、実質的には

そういうことになるかなと思ったので申し上げたのですけれども。形式的には、別にこのマנדートではありません。ですから、実質的にそうなるかなという意味で申し上げた。

○佐藤委員 中身のよくわかっている方が助言委員となるべきであるという点は同意します。

○原科座長 ではそういう方針でやるということで、この場ではそういう方針だけ確認すればいいということにいたしましょう。ではそんなことで、何人かにまたお願いするかもしれないという御確認をいただきたいと思います。それでは、そういうことにいたしましょう。

ほかにございますでしょうか。では、最後に文言の直しを確認しておきますか。では、ちょっと休憩しましょう。10分程度休憩します。

午後5時20分 休憩

午後5時30分 再開

○原科座長 時間になりましたので再開します。

今、文章の直しをやりましょう。一番最初はこれですね、「とは」と。これはいいですね。「この委員会の会合で助言文章を確定できなかった場合とは」と、簡単なことですね。では、次行きましょう。

「外部の専門家を含む」とさっき言いましたけれども、「外部の専門家を中心とする」という方がいいと思います。さっきの構成でいうと、JICAの方1名でほか4名ですから、「中心とする」にしましょう。

3つ目、これは先ほど松下先生がおっしゃったような形で、「ただし、会議の妨害を行うような者はこの限りではない」と。こういうようなことでよろしいでしょうか。

○大村委員 大体いいと思うのですけれども、「行った者についてはこの限りでない」ということにした方がよろしいかと思います。というのは、「行うような」と言うと想像が入りますから、こいつは何かやりそうだということになる。事実在即してやるということだと思います。

○原科座長 「行った者は」、そうしましょう。満田さんいいですか。

○満田委員 はい。

○大村委員 満田さん、これは公開ですので、議長、議事進行役がいたずらにその権限を

振り回したらそれはみんな見ていますから、両方お互いに節度を保ったことをなさるということで、そこは余り心配なさらなくてもいいと思います。

○満田委員 了解いたしました。

○原科座長 私も大村委員のおっしゃるとおりだと思います。3カ所でしたね。皆さん、これでよろしいですか。御確認いただいて。

それでは、文章を直した上で、この要項、(案)をとらせていただいて、要項が決まったということになります。どうもありがとうございました。

では、今日用意しました議題は以上でございまして、選考委員の選定はこの後、JICAの方で進めていただく。方針は、先ほど確認しましたように、基本的にはこの有識者委員会の方々と事務局の中から選んでいただくということになると思います。よろしいでしょうか。ですから、もし頼まれた場合には断らないでいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

では、これでもうよろしいですね。それでは、本当に今回で閉じさせていただきますけれども、何か皆さん一言あればどうぞ。よろしいでしょうか。

○松下委員 配付していただいた資料について、ちょっと説明していただけるとありがたいのですけれども。

○原科座長 そうですね。今日これも確認のためということで資料を用意していただきましたので、せっかくでございまして、ちょっと紹介だけしてください。

○事務局(河添) お手元にある資料がガイドライン最終版です。4月1日に、これは公布するものですので、JICAのホームページにも載せる準備を今、しています。日本語が主です。英語はその時点でのトランスレーションということでの扱いになってきます。ですので、この2つがお手元にあると思います。あと、あわせて異議申立手続要綱です、こちら英語版をつくってありますけれども、これを公布するというので、この委員会での成果物ですので、最後のこの機会に配付させていただいたということでございます。

○原科座長 これが最終版です。33回の成果でございます。今日のお土産に持って帰ってください。

本当に長い間、どうもありがとうございました。御礼申し上げます。

閉 会

○原科座長 それでは、これで閉会しましょう。どうもありがとうございました。J I C  
Aの皆さん、これから頑張ってください。よろしくお祈いします。

午後5時34分 閉会